

令和2年5月25日

保護者の皆様

京都市立深草中学校
校長 平林 秀二

ウォーミングアップ週間（6月1日(月)～12日(金)）の登校スケジュールおよび 授業時数の確保のための夏季休業期間短縮等について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

ウォーミングアップ週間（6月1日(月)～12日(金)）の登校スケジュールおよび夏季休業短縮等についてお知らせします。

●6月1日（月）

学年ごとに登校時間を分散し、体育館で学年集会を行います。6月以降の授業の計画などを連絡します。お弁当を持ってくる必要はありません。給食也没有ありません。

- ① もちもの：カバン、筆記用具、体育館シューズ、
- ② 学年ごとの登校時間（密集を避けるため、登校時間を守って登校してください。）

学年	1年	2年	3年
登校時間	8：30	10：00	11：30
オリエンテーション	8：30～9：30	10：00～11：00	11：30～12：30
下校時間（目安）	9：30	11：00	12：30

※教室には入らず、**直接体育館に集合して下さい。**

※7組の生徒は、**自分の学年の時間**に登校して下さい。

●6月2日（火）～5日（金）

- ・この4日間は、**各クラスを2つの班に分け「一日おき（隔日）で、午前中授業」と**します。
- ・**生徒のみなさんは自分が所属する班を把握して「登校日」を間違えないように注意してください。**
- ・**登校時間は8時30分です。**
- ・**お弁当を持参する必要はありません。また給食也没有ありません。**

	6月2日(火)	6月3日(水)	6月4日(木)	6月5日(金)
A班（1，2年生は名簿偶数番号）と7組	登校日	家庭学習日	登校日	家庭学習日
B班（1，2年生は名簿奇数番号）	家庭学習日	登校日	家庭学習日	登校日

※授業時間は8時30分～12時10分です。

●6月8日（月）～11日（木）

- ・この4日間は、**各クラスを2班に分け「午前・午後の2部授業で、毎日登校する」こと**とします。
- ・生徒のみなさんは自分が所属する班を把握して「登校時間」を間違えないように注意してください。
- ・登校時間は **午前の部8時30分、午後の部13時10分**です。昼食を学校でとるかは希望制です。**午後の部で、お弁当、給食を学校でとる人は12時40分より前に登校しないで下さい。**
- ・**7組の生徒は、午前の部**に登校して下さい。

	8日(月)		9日(火)		10日(水)		11日(木)	
	A班	B班	A班	B班	A班	B班	A班	B班
午前の部(8:30～12:10)	<u>授業</u>			<u>授業</u>	<u>授業</u>			<u>授業</u>
給食・入替 (12:10～13:05)	<u>給食</u>	(登校)	(登校)	<u>給食</u>	<u>給食</u>	(登校)	(登校)	<u>給食</u>
	(下校)	<u>給食</u>	<u>給食</u>	(下校)	(下校)	<u>給食</u>	<u>給食</u>	(下校)
午後の部(13:10～16:05)		<u>授業</u>	<u>授業</u>			<u>授業</u>	<u>授業</u>	

裏面もご覧下さい

●6月12日(金)

この日より全校生徒が登校し、終日授業を実施します。全員8時30分までに登校して下さい。この日からお弁当を持参して下さい。給食もあります。

●6月15日(月)～

通常の学校教育活動を再開します。部活動についても、一定条件の下で再開する予定です。
詳細は、改めてご連絡します。

●授業時数の確保のための夏季休業期間短縮について

この度の臨時休業期間に伴う、各教科等の授業時数を確保するため、夏休み(夏季休業期間)を短縮し、当初夏休み(夏季休業期間)の予定であった7月中の日程(7月20日～31日)について「午前中授業」(給食はありません。)を実施します。

<令和2年度夏季休業期間>

変更前	→	変更後
7月20日(月)～8月24日(月)		8月1日(土)～8月23日(日)

※冬季休業期間は12月24日(木)～1月4日(月)です。

また、その他にも、学校行事の見直しや時間割の工夫を検討しており、保護者の皆様には、近日中にホームページにてお知らせさせていただきます。

●継続的な健康観察の実施

- (1) 学校生活のリズムに慣れていけるよう、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣について、ご家族で、より一層の励行とご指導をお願いします。(臨時休業期間からも、学校再開に向け、規則正しい生活リズムを心がけてください。)
- (2) お配りしている「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。なお、登校時には必ず、子どもに「健康観察票」を持参させください。
- (3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校(電話 641-6522)へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された。
- お子様に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた。